

山北徳新会病院 高齢者虐待防止指針

1 総則

この指針は、山北徳新会病院（以下「当施設」）において、患者・利用者に対する虐待防止を図るためのものであり、患者・利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、患者・利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを定める。

高齢者虐待防止に関しては、医療安全管理委員会で統括する。

2 対象とする虐待

この指針において「虐待」とは、その支援する患者・利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- 1) 患者・利用者の身体に外傷が生じ、又は、生じる虞のある暴力を加えること。
- 2) 患者・利用者にわいせつな行為をすること又は、患者・利用者にわいせつな行為をさせること。
- 3) 患者・利用者の心身の正常な健康状態を妨げるような著しい減食。
- 4) 患者・利用者の支援を著しく怠ること。
- 5) 患者・利用者に対する著しい暴言・言動。
- 6) 患者・利用者に対する著しい心理的外傷を与える行為や言動。
- 7) 患者・利用者の金銭・財産等を不当に侵奪し、または不当に財産上の利益を得ること。

3 患者・利用者に対する虐待の防止

当施設の全職員は、患者・利用者に対し、虐待にあたる行為を行ってはいけない。

4 虐待の通報及び発見

- 1) 患者・利用者本人及び家族、職員等から虐待の通報があるときは、虐待防止対応指針に基づき、対応する。
- 2) 職員は、虐待行為を発見した際は、虐待防止担当者に通報しなければならない。

5 虐待防止対応責任者

- 1) 本指針による虐待防止の責任主体を明確にするために、当施設に虐待対応責任者を設置する。
- 2) 虐待防止対応責任者は、病院管理者とする。

6 虐待防止対応責任者の職務

- 1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- 2) 虐待防止のための当事者等の話し合い

- 3) 虐待原因の改善状況について当事者（家族も含む）及び、医療安全管理委員会への報告

7 虐待防止受付担当者

- 1) 患者・利用者等が虐待通報を行いやすくするため、当施設に虐待防止受付担当者を設置する。
- 2) 虐待防止受付担当者は、管理者が指名する。
- 3) 当施設職員は、虐待防止受付担当者が不在時に虐待の通報があった場合には、代わって通報を受け付けることが出来る。
- 4) 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。

8 虐待防止受付担当者の職務

- 1) 患者・利用者等からの虐待通報受付
- 2) 虐待内容の記録
- 3) 虐待内容を虐待防止対応責任者へ報告
- 4) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

9 虐待通報の受付

虐待の通報は、別に定める「虐待通報」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 1) 虐待の内容
- 2) 虐待通報者の要望
- 3) 委員会への通報の要否
- 4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの助言と立ち合いの要否

10 虐待の報告・確認

- 1) 虐待通報の受付者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。
- 2) 投書等匿名による虐待通報があった場合にも委員会に報告し必要な対応を行う。
- 3) 虐待防止受付者から虐待通報の報告を受けたときは、虐待防止対応責任者が虐待内容を確認し虐待通報者に対して報告を受けたこと旨を通知する。通知は、原則として虐待通報があった日から10日以内に行う。
- 4) 虐待通報の報告内容を確認し、生命や身体に重大な危険がある場合は市町村窓口・警察等の関係機関へ通報する。

11 虐待解決に向けた協議

- 1) 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するために、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の掲示をもって話し合いに代えることができる。
- 2) 前項による話し合い又は、解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から 14 日以内に行わなければならない。

12 解決に向けた記録・結果報告

- 1) 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者・家族に対して原則として話し合いを終了した日から 30 日以内に行わなければならない。
- 3) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決結果が図れなかった場合には、市町村の苦情相談窓口を紹介するものとする。

13 解決結果の公表

- 1) 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を家族に報告する。
- 2) 職員のサービスの質と向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。
- 3) 関係機関への連絡は、法に基づいた通告が必要である。

14 虐待防止のための職員研修

- 1) 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行う。
- 2) 研修は、虐待防止啓発研修に限らず、障害福祉・高齢者福祉を含めた全人的な人格・資質の向上を目的として研修する。

15 成年後見制度の利用支援

患者・利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

16 指針等の見直し

本指針及びマニュアル類等は、医療安全管理委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。